

法務省令第四十四号

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項並びに第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）第二条第一項の規定に基づき、並びに法務省の所管する法令を実施するため、法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

法務大臣 南野 知恵子

法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、法務省の所管する法令に係る保存等を、電磁的方法により行う場合については、他の法令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(保存の指定)

第三条 民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく保存は、別表第一から別表第二の二までに掲げる保存とする。

(保存の方法)

第四条 民間事業者等が、前条の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。
い。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、前項の規定に基づき、別表第一に掲げる保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、その使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができるための措置を講じなければならない。

3 民間事業者等が、第一項の規定に基づき、別表第二の一及び別表第二の二に掲げる保存を行う場合は、前項の措置に加えて、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

一 電磁的記録に記録された事項について、改変又は消失を防止するための措置

二 電磁的記録に記録された事項について、改変又は消失の事実の有無及びその内容を確認することができるための措置

（作成の指定）

第五条 民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく作成は、

別表第三の一及び別表第三の二に掲げる作成とする。

(作成の方法)

第六条 民間事業者等が、前条の作成を行う場合は、その使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第七条 法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

(縦覧等の指定)

第八条 民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく縦覧等は、別表第四の一及び別表第四の二に掲げる縦覧等とする。

(縦覧等の方法)

第九条 民間事業者等が、前条の縦覧等を行う場合は、民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像

面に当該縦覧等に係る事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている当該事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

(交付等の指定)

第十条 民間事業者等が電磁的方法により行うことができる法務省の所管する法令の規定に基づく交付等は、別表第五の一及び別表第五の二に掲げる交付等とする。

(交付等の方法)

第十一条 民間事業者等が、前条の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該交付等に係る事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承

諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該交付等に係る事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(交付等の承諾)

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一(第三条関係 法の適用対象のもの)

番号	保 存
一	弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条第二項の規定による営利業務従事弁護士名簿の保存
二	弁護士法第三十条の二十七第二項において準用する商法第三十六条第一項の規定による帳簿その他の書類の保存
三	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第五十条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の保存
四	民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一条第一項の規定による財産目録の保存
五	民法第五十一条第二項の規定による社員名簿の保存

六	民法第二百六十二条第一項の規定による証書の保存
七	民法第二百六十二条第二項の規定による証書の保存
八	商法（明治三十二年法律第四十八号）第三十六条第一項の規定による商業帳簿又は資料の保存
九	商法第四百四十三条の規定による帳簿又は資料の保存（同法第四百四十七条において準用する場合を含む。）
十	商法第二百三十九条第六項の規定による書面の保存（同法第二百三十九条ノ二第八項において準用する場合を含む。）
十一	商法第二百四十四条第五項の規定による議事録又はその謄本の保存（同法第二百五十三條第二項において準用する場合を含む。）
十二	商法第二百五十六条ノ三第七項の規定による書面の保存
十三	商法第二百六十条ノ四第五項の規定による議事録又はその謄本の保存
十四	商法第二百六十三条第一項の規定による定款、株主名簿若しくはその複本、新株予約権原

十五	簿若しくはその複本、社債原簿若しくはその複本、端株原簿又は株券喪失登録簿の保存 商法第二百八十二条第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案、附属明細書、監査報告書又はこれらの謄本の保存
十六	商法第三百三十九条第五項の規定による議事録の保存
十七	商法第三百五十四条第一項の規定による株式交換契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の保存
十八	商法第三百六十条第一項の規定による書面の保存（同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）
十九	商法第三百六十六条第一項の規定による議案ノ要領、書面、貸借対照表又は損益計算書の保存
二十	商法第三百七十四条ノ二第一項の規定による分割計画書、書面、貸借対照表又は損益計算書の保存
二十一	商法第三百七十四条ノ十一第一項の規定による書面の保存（同法第三百七十四条ノ三十一

	第三項において準用する場合を含む。)
二十二	商法第三百七十四条ノ十八第一項の規定による分割契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の保存
二十三	商法第四百八条ノ二第一項の規定による合併契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の保存
二十四	商法第四百十四条ノ二第一項の規定による書面の保存
二十五	商法第四百二十九条の規定による帳簿又は資料の保存
二十六	信託法（大正十一年法律第六十二号）第三十九条第一項の規定による帳簿の保存
二十七	信託法第四十条第一項の規定による財産目録の保存
二十八	信託法第四十条第二項の規定による書類の保存
二十九	有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第二十八条第一項の規定による定款又は社員名簿の保存（同法第七十五条第二項において準用する場合を含む。）
三十	有限会社法第四十一条において準用する商法第二百四十四条第五項の規定による議事録又

はその謄本の保存

三十一 有限会社法第四十一条において準用する商法第二百五十二条第二項において準用する同法第二百四十四条第五項の規定による書面の保存

三十二 有限会社法第四十三条ノ二第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案、附属明細書又は監査報告書の保存

三十三 有限会社法第六十三条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項の規定又は有限会社法第六十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ二第一項の規定による合併契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の保存

三十四 有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する商法第三百七十四条ノ二第一項の規定又は有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する商法第三百七十四条ノ十一第一項の規定による分割計画書、書面、貸借対照表又は損益計算書の保存

三十五 有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する商法第三百七十四条ノ十八第一項の規定による分割契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の保存

三十六	有限会社法第六十三条ノ九第三項において準用する商法第三百七十四条ノ十一第一項の規定による書面の保存
三十七	有限会社法第七十五条第一項において準用する商法第四百二十九条の規定による帳簿又は資料の保存
三十八	有限会社法第七十五条第二項において準用する商法第二百四十四条第五項の規定による議事録又はその謄本の保存
三十九	建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第三十三条第一項の規定による規約の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
四十	建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第一項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）
四十一	建物の区分所有等に関する法律第四十七条第十項において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録又は同条第二項の規定による名簿の保存（建物の区分所有等に関する

四十二	る法律第六十六条において準用する場合を含む。）
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条ノ四第三項において準用する商法第二百六十条ノ四第五項の規定による議事録の保存	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十五条において準用する商法第二百
四十三	八十二条第一項の規定による監査報告書又はその謄本の保存
四十四	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第六項において準用する商法第二百三十九条第六項の規定による書面の保存
四十五	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第五項の規定による議事録の保存
四十六	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三条第六項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案又は監査報告書の保存
四十七	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成七年法律第四十三号）第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第一項の規定による書面又は

番 号	保 存
四十八	電磁的方法による決議に係る書面の保存 中間法人法（平成十三年法律第四十九号）第六十一条第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、事業報告書、議案、附属明細書若しくは監査報告書又はこれらの謄本の保存
四十九	中間法人法第六十八条第一項の規定による定款、社員名簿、議事録若しくはその謄本又は書面若しくはその謄本の保存
五十	中間法人法第二百二十七条第一項の規定による合併契約書、貸借対照表又は損益計算書の保存
五十一	中間法人法第三百三十四条第一項の規定による書面の保存
五十二	中間法人法第四百三十三条第一項及び第二項の規定による合併契約書、貸借対照表又は損益計算書の保存
五十三	中間法人法第四百四十八条第一項の規定による書面の保存

別表第二の一（第二条関係 法の適用対象のもの）

-
- 一 法務大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和五十二年法務省令第五十八号）第八条の規定による定款、寄付行為、名簿、履歴書、書面又は書類の保存
 - 二 法務大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成元年法務省令第十三号）第十四条の規定による書類、名簿又は帳簿の保存
 - 三 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二十条の規定による帳簿書類の保存
 - 四 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第四十二条第一項の規定による証書の正本又は謄本の保存
 - 五 公証人法第四十五条の規定による証書原簿の保存
 - 六 公証人法第五十八条ノ二第四項の規定による証書の保存
 - 七 公証人法第六十一条の規定による認証簿の保存
 - 八 公証人法第六十二条ノ三第三項の規定による定款の保存
 - 九 公証人法施行規則（昭和二十四年法務府令第九号）第十八条の規定による確定日付簿、信
-

	<p>託表示簿、拒絶証書謄本綴込帳、抵当証券支払拒絶証明書謄本綴込帳、送達関係書類綴込帳及び計算簿の保存</p>
十	<p>公証人法施行規則第二十五条第二項に規定する書類の保存</p>
十一	<p>指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第二十一条に規定する書類の保存</p>
十二	<p>建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第一項の規定による議事録の保存（同法第六十六条において準用する場合を含む。）</p>
十三	<p>司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第二十九条第一項の規定による領収証の副本の保存（同令第三十七条において準用する場合を含む。）</p>
十四	<p>司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の副本の保存</p>
十五	<p>司法書士法施行規則第四十九条第二項の規定による事件簿の保存</p>
十六	<p>土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第二十一条の規定による帳簿又は書類の保存（同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。）</p>

十七	土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）第二十二條第一項の規定による領収証の副本の保存（同令第三十條において準用する場合を含む。）
十八	土地家屋調査士法施行規則第四十一條の規定による領収証の副本の保存
十九	土地家屋調査士法施行規則第四十二條第二項の規定による事件簿の保存
二十	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二條第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三條第一項の規定による議事録の保存
二十一	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第十五條において準用する民法第五十一條第一項の規定による財産目録の保存
二十二	更生保護事業法第二十九條第一項の規定による事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の保存
二十三	更生保護事業法第三十五條第一項の規定による財産目録又は貸借対照表の保存
二十四	更生保護事業法第五十二條の規定による帳簿の保存（同法第五十六條の二第一項において準用する場合を含む。）

別表第二の二(第二条関係) 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの)

番号	保 存
一	公証人法第二十五条第一項の規定による証書の原本の保存
二	司法書士法施行規則第三十条第二項の規定による事件簿の保存(同令第三十七条において準用する場合を含む。)
三	土地家屋調査士法第二十一条の規定による帳簿の保存(同法第四十一条第一項において準用する場合を含む。)
四	土地家屋調査士法施行規則第二十三条第二項の規定による事件簿の保存(同令第三十条において準用する場合を含む。)

別表第三の一(第五条関係) 法の適用対象のもの)

番号	作 成
一	弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事弁護士名簿の作成
二	弁護士法第三十条の二十七第二項において準用する商法第三十三条第一項の規定による帳

	簿その他の書類の作成
三	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条第一項において準用する 弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の作成
四	債権管理回収業に関する特別措置法第二十条の規定による帳簿書類の作成
五	民法第三十七条の規定による定款の作成
六	民法第三十九条の規定による寄附行為の作成
七	民法第五十一条第一項の規定による財産目録の作成
八	公証人法第四十六条の規定による証書原簿の作成
九	公証人法第六十一条の規定による認証簿の作成
十	公証人法施行規則第十八条の規定による確定日付簿、信託表示簿、送達関係書類綴込帳及 び計算簿の作成
十一	公証人法施行規則第二十五条第二項の規定による書類の作成
十二	指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第二十一条の規定による書類の作

	成
十三	信託法第三十九条第二項の規定による財産目録の作成
十四	司法書士法施行規則第二十九条第一項の規定による領収証の作成（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
十五	司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の作成
十六	司法書士法施行規則第四十九条第一項の規定による事件簿の作成
十七	土地家屋調査士法施行規則第二十二條第一項の規定による領収証の作成（同令第三十条において準用する場合を含む。）
十八	土地家屋調査士法施行規則第四十一条の規定による領収証の作成
十九	土地家屋調査士法施行規則第四十二条第一項の規定による事件簿の作成
二十	中間法人法第十条第一項の規定による定款の作成
二十一	中間法人法第二十七条第一項の規定による社員名簿の作成
二十二	中間法人法第三十五条第一項の規定による議事録の作成

二十三	中間法人法第五十九条第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、事業報告書、議案又は附属明細書の作成
二十四	中間法人法第二百二十六条第一項の規定による合併契約書の作成
二十五	中間法人法第三百二十四条第一項の規定による書面の作成
二十六	中間法人法第三百三十六条第一項の規定による合併契約書の作成
二十七	中間法人法第四百二十二条第一項の規定による合併契約書の作成
二十八	更生保護事業法第十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の作成
二十九	更生保護事業法第二十九条第一項の規定による事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の作成
三十	更生保護事業法第三十五条第一項の規定による財産目録又は貸借対照表の作成
三十一	更生保護事業法第五十二条の規定による帳簿の作成（同法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。）

別表第三の二（第五条関係）法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの（

番号	作成
一	商法第三十三条第一項の規定による会計帳簿の作成
二	商法第六十二条の規定による定款の作成（同法第四百四十七条において準用する場合を含む。）
三	商法第三百三十条第一項の規定による財産目録又は貸借対照表の作成（同法第四百四十七条において準用する場合を含む。）
四	商法第六十五条の規定による定款の作成
五	商法第七十五条第一項の規定による株式申込証の作成（同法第二百八十条ノ十四第一項において準用する場合を含む。）
六	商法第七十五条第二項の規定による株式申込証の用紙の作成
七	商法第二百四条ノ二第一項の規定による書面の作成
八	商法第二百四条ノ五第一項の規定による書面の作成

九	商法第二百二十条ノ二第一項の規定による端株原簿の作成
十	商法第二百二十三条第一項の規定による株主名簿の作成
十一	商法第二百三十条ノ二第一項の規定による株券喪失登録簿の作成
十二	商法第二百四十四条第二項の規定による議事録の作成（商法第百八十条第三項又は同法第 四百三十条第二項において準用する場合を含む。）
十三	商法第二百六十条ノ四第二項の規定による議事録の作成
十四	商法第二百八十条ノ六第一項の規定による株式申込証の用紙の作成
十五	商法第二百八十条ノ二十八第一項の規定による新株予約権申込証の作成
十六	商法第二百八十条ノ二十八第二項の規定による新株予約権申込証の用紙の作成
十七	商法第二百八十条ノ三十一第一項の規定による新株予約権原簿の作成
十八	商法第二百八十一条第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案又は 附属明細書の作成
十九	商法第二百八十一条ノ三第二項の規定による監査報告書の作成

二十	商法第三百十七条第一項の規定による社債原簿の作成
二十一	商法第三百二十条第三項の規定による書面の作成
二十二	商法第三百二十一条ノ二第二項の規定による書面の作成
二十三	商法第三百三十九条第二項の規定による議事録の作成
二十四	商法第三百四十一条ノ六第一項の規定による新株予約権付社債申込証の作成
二十五	商法第三百四十一条ノ六第二項の規定による新株予約権付社債申込証の用紙の作成
二十六	商法第三百五十三条第一項の規定による株式交換契約書の作成
二十七	商法第三百五十四条第一項の規定による書面、貸借対照表又は損益計算書の作成
二十八	商法第三百六十条第一項の規定による書面の作成
二十九	商法第三百六十六条第一項の規定による議案ノ要領、書面、貸借対照表又は損益計算書の作成
三十	商法第三百七十四条第一項の規定による分割計画書の作成
三十一	商法第三百七十四条ノ二第一項の規定による書面、貸借対照表又は損益計算書の作成

三十二	商法第三百七十四条ノ十一第一項の規定による書面の作成（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）
三十三	商法第三百七十四条ノ十七第一項の規定による分割契約書の作成
三十四	商法第四百八条第一項の規定による合併契約書の作成
三十五	商法第四百八条ノ二第一項の規定による書面、貸借対照表又は損益計算書の作成
三十六	商法第四百十四条ノ二第一項の規定による書面の作成
三十七	商法第四百十九条第一項の規定による財産目録又は貸借対照表の作成
三十八	公証人法第二十五条第一項の規定による証書の原本の作成
三十九	信託法第三十九条第一項の規定による帳簿の作成
四十	信託法第四十条第二項の規定による書類の作成
四十一	抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第七十二条の規定による抵当証券支払拒絶証明書謄本の作成
四十二	拒絶証書令（昭和八年勅令第三百十六号）第八条の規定による拒絶証書謄本の作成

四十三	有限会社法第六条第一項の規定による定款の作成
四十四	有限会社法第二十八条第二項の規定による社員名簿の作成（同法第七十五条第二項において準用する場合を含む。）
四十五	有限会社法第四十一条において準用する商法第二百四十四条第二項の規定による議事録の作成
四十六	有限会社法第四十二条第三項において準用する商法第二百四十四条第二項の規定による議事録の作成
四十七	有限会社法第四十三条第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案又は附属明細書の作成
四十八	有限会社法第六十三条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第一項の規定による合併契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の作成
四十九	有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する商法第三百七十四条ノ二第一項の規定による分割計画書、書面、貸借対照表又は損益計算書の作成

五十	有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する商法第三百七十四条ノ十八第一項の規定による分割契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の作成
五十一	有限会社法第七十五条第二項において準用する商法第二百四十四条第二項の規定による財産目録、貸借対照表又は議事録の作成
五十二	司法書士法施行規則第三十条第一項の規定による事件簿の作成（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
五十三	土地家屋調査士法施行規則第二十三条第一項の規定による事件簿の作成（同令第三十条において準用する場合を含む。）
五十四	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の四第三項において準用する商法第二百六十条ノ四第一項の規定による議事録の作成
五十五	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十八条の三第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第一項の規定による議事録の作成
五十六	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の九第六項において準用す

別表第四の一（第八条関係 法の適用対象のもの）

五十七	<p>る商法第二百六十条ノ四第一項の規定による議事録の作成</p> <p>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の二十六第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案又は附属明細書の作成</p>
番号	縦覧等
一	<p>弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事弁護士名簿の縦覧</p>
二	<p>外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条第一項において準用する弁護士法第三十条第二項の規定による営利業務従事外国法事務弁護士名簿の縦覧</p>
三	<p>商法第五百十三条第一項の規定による貸借対照表の閲覧又は謄写（同法第五百四十二条において準用する場合を含む。）</p>
四	<p>商法第二百三十九条第七項の規定による書面の閲覧又は謄写（同法第二百三十九条ノ二第八項において準用する場合を含む。）</p>
五	<p>商法第二百五十六条ノ三第七項の規定による書面の閲覧</p>

-
- 六 商法第二百六十条ノ四第六項の規定による議事録の閲覧又は謄写
- 七 商法第二百六十三条第二項の規定による定款の閲覧（同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）
- 八 商法第二百六十三条第三項の規定による株主名簿、新株予約権原簿、社債原簿若しくはこれらの複本又は端株原簿の閲覧又は謄写（同法第二百四十四条第六項、第二百五十二条第二項又は第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）
- 九 商法第二百六十三条第四項の規定による端株原簿の閲覧又は謄写（同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）
- 十 商法第二百六十三条第五項の規定による新株予約権原簿又はその複本の閲覧又は謄写（同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）
- 十一 商法第二百六十三条第六項の規定による株券喪失登録簿の閲覧又は謄写（同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）
- 十二 商法第二百六十三条第七項の規定による定款、株主名簿若しくはその複本、社員名簿若し
-

くはその複本、新株予約権原簿若しくはその複本、社債原簿若しくはその複本、端株原簿又は株券喪失登録簿の閲覧又は謄写（同法第二百四十四条第六項、第二百五十三条第二項又は第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）

十三 商法第二百八十二条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案、附属明細書又は監査報告書の閲覧（同法第四百二十条第六項において準用する場合を含む。）

十四 商法第二百八十二条第三項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案、附属明細書又は監査報告書の閲覧

十五 商法第二百九十三条ノ六第一項の規定による帳簿の閲覧又は謄写（同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）

十六 商法第三百三十九条第六項の規定による議事録の閲覧又は謄写（同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）

十七 商法第三百五十四条第三項の規定による株式交換契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の閲覧（同法第三百六十条第二項、第三百六十六条第二項又は第三百七十一条第二項に

十八	<p>において準用する第三百六十条第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>商法第三百七十四条ノ二第三項の規定による分割計画書、書面、貸借対照表又は損益計算書の閲覧（同法第三百七十四条ノ十八第二項において準用する場合を含む。）</p>
十九	<p>商法第三百七十四条ノ十一第三項の規定による書面の閲覧（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）</p>
二十	<p>商法第四百八条ノ二第三項の規定による合併契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の閲覧（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）</p>
二十一	<p>信託法第四十条第一項の規定による帳簿又は財産目録の閲覧</p>
二十二	<p>信託法第四十条第二項の規定による書類の閲覧</p>
二十三	<p>有限会社法第二十八条第三項において準用する商法第二百六十三条第二項、第三項又は第七項の規定による定款又は社員名簿の閲覧又は謄写（同法第七十五条第二項において準用する場合を含む。）</p>
二十四	<p>有限会社法第二十八条ノ二第一項の規定による議事録の閲覧又は謄写</p>

二十五 有限会社法第三十三条ノ二第二項の規定による帳簿の閲覧又は謄写

二十六 有限会社法第四十一条において準用する商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項若しくは第七項の規定又は有限会社法第四十一条において準用する商法第二百五十三条第二項において準用する同法第二百六十三条第三項若しくは第七項の規定による議事録若しくはその謄本又は書面の閲覧又は謄写

二十七 有限会社法第四十三条ノ二第二項において準用する商法第二百八十二条第二項又は第三項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案、附属明細書又は監査報告書の閲覧

二十八 有限会社法第四十四条ノ二第一項の規定による帳簿の閲覧又は謄写

二十九 有限会社法第六十三条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第三項の規定又は有限会社法第六十三条第一項において準用する商法第四百十四条ノ二第二項において準用する同法第四百八条ノ二第三項の規定による合併契約書、書面、貸借対照表又は損益計算書の閲覧

三十	<p>有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する商法第三百七十四条ノ二第三項の規定 又は有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する商法第三百七十四条ノ十一第三項 の規定による分割計画書、書面、貸借対照表又は損益計算書の閲覧</p>
三十一	<p>有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する商法第三百七十四条ノ十八第二項にお いて準用する同法第三百七十四条ノ二第三項の規定による分割契約書、書面、貸借対照表 又は損益計算書の閲覧</p>
三十二	<p>有限会社法第六十三条ノ九第三項において準用する商法三百七十四条ノ十一第三項の規定 による書面の閲覧</p>
三十三	<p>有限会社法第七十五条第二項において準用する商法第二百四十四条第六項において準用す る同法第二百六十二条第三項又は第七項の規定による議事録の閲覧又は謄写</p>
三十四	<p>建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による規約の閲覧（同法第六十六 条において準用する場合を含む。）</p>
三十五	<p>建物の区分所有等に関する法律第四十二条第五項において準用する同法第三十三条第二項</p>

三十六	<p>の規定による議事録の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）</p> <p>建物の区分所有等に関する法律第四十五条第四項において準用する同法第三十三条第二項の規定による書面又は電磁的方法による決議に係る書面の閲覧（同法第六十六条において準用する場合を含む。）</p>
三十七	<p>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の四第二項の規定による議事録の閲覧又は謄写</p>
三十八	<p>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第一条の四第三項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項の規定による議事録の閲覧又は謄写</p>
三十九	<p>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第七条第一項の規定による帳簿の閲覧又は謄写</p>
四十	<p>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十五条において準用する商法第二百八十二条第二項又は第三項の規定による監査報告書の閲覧</p>
四十一	<p>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十八条の三第二項において準用する</p>

四十二 商法第二百六十条ノ四第六項の規定による議事録の閲覽又は謄写

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の三第六項において準用する商法第二百三十九条第七項の規定による書面の閲覽又は謄写

四十三 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の九第五項の規定による議事録の閲覽又は謄写

四十四 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の九第六項において準用する商法第二百六十条ノ四第六項の規定による議事録の閲覽又は謄写

四十五 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条第二項の規定による帳簿の閲覽又は謄写

四十六 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法第二条第四項において準用する建物の区分所有等に関する法律第三十三条第二項の規定による議事録又は書面若しくは電磁的方法による決議に係る書面の閲覽

四十七 中間法人法第六十一条第二項の規定による書類の閲覽

別表第四の二（第八条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

番号	縦覧等
四十八	中間法人法第六十八条第二項の規定による書類の閲覧又は謄写
四十九	中間法人法第六十九条第一項の規定による会計帳簿及び会計の書類の閲覧又は謄写
五十	中間法人法第二百二十七条第三項の規定による書類の閲覧（同法第三百三十四条第二項、第四百八十八条第二項において準用する場合を含む。）
五十一	中間法人法第四百三十三条第三項の規定による書類の閲覧
五十二	更生保護事業法第二十九条第三項の規定による事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の閲覧
一	公証人法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の原本の縦覧
二	公証人法第六十条ノ四において準用する同法第四十四条第一項及び第四項の規定による証書の縦覧
三	公証人法第六十二条ノ五において準用する同法第六十条ノ四において準用する同法第四十

四条第一項及び第四項の規定による定款の縦覧

別表第五の一（第十条関係 法の適用対象のもの）

番号	交付等
一	債権管理回収業に関する特別措置法第十五条第一項の規定による受取証書の交付
二	商法第三百三十条の規定による財産目録又は貸借対照表の交付
三	商法第二百四十四条第六項の規定による議事録又はその謄本の交付（同法第二百六十三条第七項において準用する場合を含む。）
四	商法第二百五十三条第二項の規定による書面の交付（同法第二百六十三条第七項において準用する場合を含む。）
五	商法第二百六十三条第二項の規定による定款の謄本又は抄本の交付（同法第四百三十条第二項において準用する場合を含む。）
六	商法第二百六十三条第七項の規定による定款の謄本又は抄本の交付（同法第二百四十四条第六項又は第二百五十三条第二項において準用する場合を含む。）

七	<p>商法第二百八十一条ノ二第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、又は議案の交付</p>
八	<p>商法第二百八十一条ノ二第二項の規定による附属明細書の交付</p>
九	<p>商法第二百八十一条ノ三第一項の規定による監査報告書の交付</p>
十	<p>商法第二百八十二条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案、附属明細書若しくは監査報告書の謄本又は抄本の交付（同法第四百二十条第六項において準用する場合を含む。）</p>
十一	<p>商法第二百八十二条第三項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案、附属明細書若しくは監査報告書の謄本又は抄本の交付（同法第四百二十条第六項において準用する場合を含む。）</p>
十二	<p>商法第二百八十三条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案又は監査報告書の謄本の交付</p>
十三	<p>商法第三百五十四条第三項の規定による株式交換契約書、書面、貸借対照表若しくは損益</p>

-
- 計算書の謄本又は抄本の交付（同法第三百六十条第二項、第三百六十六条第二項又は第三百七十一条第二項において準用する第三百六十条第二項において準用する場合を含む。）
- 十四 商法第三百六十条第二項の規定による書面の謄本又は抄本の交付
- 十五 商法第三百六十六条第二項の規定による議案ノ要領、書面、貸借対照表、若しくは損益計算書の謄本又は抄本の交付
- 十六 商法第三百七十四条ノ二第三項の規定による分割計画書、書面、貸借対照表若しくは損益計算書の謄本又は抄本の交付（同法第三百七十四条ノ十八第二項において準用する場合を含む。）
- 十七 商法第三百七十四条ノ十一第三項の規定による書面の謄本又は抄本の交付（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）
- 十八 商法第四百八条ノ二第三項の規定による合併契約書、書面、貸借対照表若しくは損益計算書の謄本又は抄本の交付（同法第四百十四条ノ二第二項において準用する場合を含む。）
- 十九 商法第四百六十七条第二項の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付
-

二十	商法第四百七十一条第二項の規定による書面の写しの交付
二十一	有限会社法第二十八条第三項において準用する商法第二百六十三条第二項又は第七項の規定による定款若しくは社員名簿の謄本又は抄本の交付（同法第七十五条第二項において準用する場合を含む。）
二十二	有限会社法第四十一条において準用する商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項若しくは第七項の規定又は有限会社法第四十一条において準用する商法第二百五十三条第二項において準用する同法第二百六十三条第三項若しくは第七項の規定による議事録又は書面の謄本又は抄本の交付
二十三	有限会社法第四十一条において準用する商法第二百四十五条ノ三第一項の規定による書面の交付
二十四	有限会社法第四十三条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案又は附属明細書の交付
二十五	有限会社法第四十三条第三項の規定による監査報告書の交付

二十六 有限会社法第四十三条ノ二第二項において準用する商法第二百八十二条第二項又は第三項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案、附属明細書若しくは監査報告書の謄本又は抄本の交付

二十七 有限会社法第六十三条第一項において準用する商法第四百八条ノ二第三項の規定又は有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する商法第四百十四条ノ二第二項において準用する同法第四百八条ノ二第三項の規定による合併契約書、書面、貸借対照表若しくは損益計算書の謄本又は抄本の交付

二十八 有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する商法第三百七十四条ノ二第三項の規定又は有限会社法第六十三条ノ六第一項において準用する商法第三百七十四条ノ十一第三項の規定による分割計画書、書面、貸借対照表若しくは損益計算書の謄本又は抄本の交付

二十九 有限会社法第六十三条ノ九第一項において準用する商法第三百七十四条ノ十八第二項において準用する同法三百七十四条ノ二第三項の規定による分割契約書、書面、貸借対照表若しくは損益計算書の謄本又は抄本の交付

三十	有限会社法第六十三条ノ九第三項において準用する商法第三百七十四条ノ十一第三項の規定による分割契約書、書面、貸借対照表若しくは損益計算書の謄本又は抄本の交付
三十一	有限会社法第六十四条ノ二第一項の規定による書面の交付
三十二	有限会社法第七十五条第二項において準用する商法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項又は第七項の規定による議事録の謄本又は抄本の交付
三十三	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十三条第一項の規定による監査報告書の交付
三十四	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十四条第二項の規定による監査報告書の交付
三十五	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十五条において準用する商法二百八十二条第二項又は第三項の規定による監査報告書の謄本又は抄本の交付
三十六	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三条第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、営業報告書、議案若しくは監査報告書の謄本又は抄本の交付

三十七	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三条第二項の規定による附属明細書の交付
三十八	株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十三条第四項の規定による監査報告書の交付
三十九	司法書士法施行規則第二十九条第一項の規定による領収証の正本の交付（同令第三十七条において準用する場合を含む。）
四十	司法書士法施行規則第四十八条の規定による領収証の正本の交付
四十一	土地家屋調査士法施行規則第二十二条第一項の規定による領収証の正本の交付（同令第三十条において準用する場合を含む。）
四十二	土地家屋調査士法施行規則第四十一条の規定による領収証の正本の交付
四十三	中間法人法第五十九条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、事業報告書又は議案の交付
四十四	中間法人法第六十一条第二項の規定による書類の謄本又は抄本の交付

別表第五の二（第十条関係 法の適用対象外であるが、本省令の適用対象とするもの）

四十五	中間法人法第二百二十七条第三項の規定による書類の謄本又は抄本の交付（同法第二百二十四条第二項、第四百四十八条第二項において準用する場合を含む。）
四十六	中間法人法第四百三十三条第三項の規定による書類の謄本又は抄本の交付
四十七	更生保護事業法第二十九条第二項の規定による事業成績書、財産目録、貸借対照表、収支計算書又は損益計算書の交付

番号	交付等
一	商法第二百四条ノ二第一項の規定による書面の交付
二	商法第二百四条ノ五第一項の規定による書面の交付
三	商法第二百十条第七項の規定による書面の交付
四	商法第二百三十二条ノ二第一項の規定による書面の交付
五	商法第二百三十二条ノ二第二項の規定による書面の交付
六	商法第二百三十七条第一項の規定による書面の交付

七	商法第二百三十七条ノ三第二項の規定による書面の交付
八	商法第二百三十九条ノ四第一項の規定による書面の交付
九	商法第二百四十五条ノ二第一項の規定による書面の交付
十	商法第二百四十五条ノ三第一項の規定による書面の交付（同法第三百五十五条第二項、第三百七十四条ノ三第二項又は第四百八条ノ三第二項において準用する場合を含む。）
十一	商法第二百四十五条ノ五第三項の規定による書面の交付
十二	商法第二百四十五条ノ五第四項の規定による書面の交付
十三	商法第二百五十六条ノ三第二項の規定による書面の交付
十四	商法第二百五十九条第二項の規定による書面の交付
十五	商法第二百六十七条第一項の規定による書面の交付
十六	商法第二百九十三条ノ六第二項の規定による書面の交付
十七	商法第三百二十条第三項の規定による書面の交付
十八	商法第三百三十四条第二項の規定による書面の交付

十九	商法第三百四十九条第二項の規定による書面の交付
二十	商法第三百五十五条第一項の規定による書面の交付
二十一	商法第三百五十八条第五項の規定による書面の交付
二十二	商法第三百五十八条第六項の規定による書面の交付
二十三	商法第三百七十四条ノ三第一項の規定による書面の交付（同法第三百七十四条ノ三十一第一項において準用する場合を含む。）
二十四	商法第三百七十四条ノ二十三第五項の規定による書面の交付
二十五	商法第三百七十四条ノ二十三第六項の規定による書面の交付
二十六	商法第四百八条ノ三第一項の規定による書面の交付
二十七	商法第四百三十九条第二項の規定による書面の交付
二十八	公証人法第四十七条第一項の規定による証書の正本の交付
二十九	公証人法第五十一条第一項の規定による証書の謄本の交付
三十	公証人法第六十条ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による証書の謄本の

交付	三十一
公証人法第六十二条ノ五の規定において準用する同法第六十ノ四において準用する同法第五十一条第一項の規定による定款の謄本の交付	三十一
有限会社法第十九条第三項の規定による書面の交付	三十二
有限会社法第十九条第七項の規定による書面の交付	三十三
有限会社法第三十七条第一項の規定による書面の交付	三十四
有限会社法第六十四条ノ二第一項の規定による書面の交付	三十五
有限会社法第六十四条ノ二第二項において準用する商法第二百四十五条ノ三第一項の規定による書面の交付	三十六
株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十一条の十四第三項の規定による書面の交付	三十七